

栃木労働局「今月(9月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ > 今月のおすすめ情報



局HPのトップページのここに掲載しています！

① 最低賃金の引き上げを予定！ ～ 皆さまの取組を支援します ～

令和3年10月1日から、栃木県最低賃金(時間額)を  
現行の854円から28円引き上げ **882円** に改定します



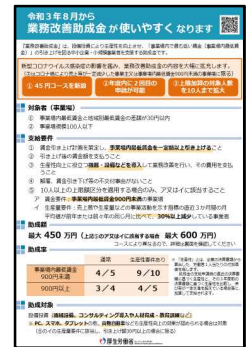
◆ 業務改善助成金 ～8月1日から要件が拡充!!～

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資などを行った場合、費用の一部を助成します。

- ・ 引上げ額20円、30円、60円、90円のコースに加え、**45円コースが新設**。使い勝手が向上。
- ・ **年度内の複数回(2回まで)申請が可能に**。年度前半に助成金を活用し賃上げをした後、最低賃金引き上げが行われた場合に対応。

※ 特に業況の厳しい事業主(前年又は前々年比で売上等が**30%減**)への特例

- ・ 賃金引き上げ労働者数1人、2人～3人、4～6人、7～9人のメニューに加え、**10人以上のメニューを新設**。助成上限額が**450万円⇒600万円にUP**。
- ・ **定員11人以上の自動車や貨物自動車、新規導入のパソコン等が対象に**。



<詳細はこちら>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html)



◆ 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金(休業等による雇用維持)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所で、休業等により雇用維持を図る事業主に対して助成します。

1 最低賃金を引き上げた中小企業に対する要件緩和

業況特例・地域特例の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げた場合

- ① 令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業
- ② 休業規模要件(1/40以上)を適用しない

2 特例期間の延長

令和3年9月末までであった特例期間が**令和3年11月末まで延長**

※助成率、上限額の変更はなし

※12月以降の取扱いについては、10月中にお知らせします。

3 歩合給がある場合の助成金算定方法の変更

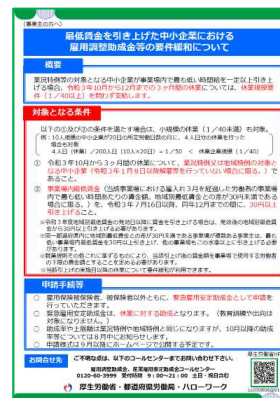
- ① 給与に歩合給(出来高払)制が含まれる場合に対象
- ② 令和3年9月1日以降の休業より算定する方法が変更

※上記以外にも一定の要件等がありますので、詳しくは下記へお問い合わせください

◆ 助成金に関するお問い合わせは、各八ローワーク又は職業対策課分室へ

各八ローワーク: <https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hw/list.html>

職業対策課分室: [https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage\\_00074.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00074.html)



## ② 死亡労働災害の撲滅に向けてのお願い

令和3年において、栃木労働局管内の労働災害による死亡者数が過去5年間で最多の10人となっており、昨年一年間で発生した9人を超える**非常事態**となっております。感染症予防対策の強化と共に、あってはならない死亡労働災害の撲滅にご協力願います。

## ③ 第12回全国労働衛生週間(本週間10月1日～7日、準備月間9月1日～30日) ～ スローガン「向き合おう！こころとからだの健康管理」～

昭和25年から、「**全国労働衛生週間**」を設定し、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保を推進するため、実施要綱に基づく取組を展開しています。

<資料：実施要綱等> <https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/index.html>

各労働基準監督署にお問い合わせください。 <https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/kantoku/list.html>



## ④ 求職者・求人者マイページがさらに便利になります！(令和3年9月21日から)

◆求職者マイページは、仕事探しのサービスをオンライン上で受けられる求職者向けの個人ページです。

新たに、以下の機能が追加されました。

- ・ハローワークからオンラインで紹介が受けられる
- ・マイページから直接応募できる

※求人者マイページを開設した事業所に限られる機能もあります。

※すべての機能を利用するにはハローワークの求職登録が必要です。

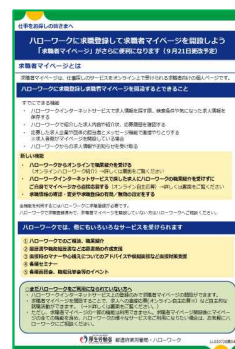


◆求人者マイページは、求人手続きやサービスをオンライン上で受けられる事業者向けの専用ページです。

新たに、以下の機能が追加されました。

- ・ハローワークからオンラインで職業紹介を受けられる
- ・マイページ上で応募者の志望動機や応募書類を確認できる

※求職者マイページを開設している方に限られる機能もあります。



## ⑤ 同一労働同一賃金の取組調査にご協力ください！(9月1日～9月30日)

【県内企業の皆さまへ】

- 9月に「同一労働同一賃金の取組状況についてアンケート」を実施します。無記名のWeb調査です。**ぜひ調査へのご協力、ご回答をお願いします。**

<調査サイト>

<https://www14.cyber.nrc.co.jp/gtw/tochigi20210803/>



- 本調査結果をもとに「正社員とパートタイム・有期雇用労働者との待遇の見直し」について、**事業主の皆さまへの支援を充実**してまいります。

- 本調査を通じて、自社の取組に不足を感じたり、取組を進めていきたいとお考えの皆さま、**電話相談、個別訪問等により各種ツール(手順書、助成金等)の活用について支援**いたします。まずはご連絡ください。

・栃木労働局雇用環境・均等室

☎ 028-633-2795

・栃木働き方改革推進支援センター

☎ 0800-800-8100

栃木県内企業 働き方改革取組調査  
~同一労働同一賃金~  
調査期間【9/1~9/30】Web調査  
調査へのご協力をお願いします!  
バランスの取れた待遇を!(均等・均衡待遇)